第２　協定債権
　１　定義
　⑴　「協定債権」とは、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いたものをいう。
　⑵　「協定債権者」とは、協定債権を有する債権者をいう。各協定債権者は、別表のとおりである。
　⑶　「金融機関債権者」とは、別表の１ないし４記載の協定債権者をいう。
　⑷　「一般債権者」とは、金融機関債権者を除く協定債権者をいう。
　⑸　「特別清算債権」とは、特別清算開始決定日である令和７年４月25日までに発生した協定債権のうち、損害金請求権を除いたものをいう。各協定債権者の特別清算債権の額は、別表のとおりである。ただし、株式会社ＦＡプロダクツが清算株式会社に対して有する特別清算債権については、本協定に基づく弁済時において、株式会社ＦＡプロダクツを除くすべての協定債権者が、清算株式会社に対して有する協定債権の債権額につき全額（元本、利息及び遅延損害金）の弁済を受けていない限り、150万円を超える部分は特別清算債権に含まれないものとする。
　２　特別清算債権
　⑴　一般債権者の有する特別清算債権の弁済
　　清算株式会社は、各一般債権者に対し、本協定の認可決定確定日から１か月以内に、4500万円を各特別清算債権の額に応じて按分して弁済する。
　⑵　一般債権者による債務免除
　　各一般債権者は、上記⑴の規定による弁済を受けたときは、当該弁済金受領時に、清算株式会社に対し、各特別清算債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
　⑶　金融機関債権者の有する特別清算債権の弁済
　ア　清算株式会社の資産の換価代金から4500万円及び必要な費用を控除した残額がある場合は、清算株式会社は、各金融機関債権者に対し、本協定の認可決定確定日から１か月以内に、当該残額を各特別清算債権の額に応じて按分して弁済する。
　イ　清算株式会社の資産の換価代金から4500万円及び必要な費用を控除した残額がない場合は、清算株式会社は、各金融機関債権者に対し、その旨を通知する。
　⑷　金融機関債権者による債務免除
　ア　各金融機関債権者は、上記⑶アの規定による弁済を受けたときは、当該弁済金受領時に、清算株式会社に対し、各特別清算債権から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
　イ　各金融機関債権者は、上記⑶イの規定による通知を受けたときは、本協定認可決定確定時に、清算株式会社に対し、各特別清算債権の全額につき、その債務を免除する。
　⑸　追加弁済
　　上記⑴の規定による弁済及び上記⑶の規定による弁済又は通知の後、新たな財産が発見された場合は、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、当該換価代金から必要な費用を控除した残額を、各特別清算債権の額に応じて按分して弁済する。この場合において、各協定債権者が上記⑵及び⑷アまたはイの規定により行った免除は、各追加弁済の限度で、債務免除時に遡って効力を失うものとする。
　３　特別清算債権以外の協定債権
　　各協定債権者は、本協定認可決定確定時に、清算株式会社に対し、各特別清算債権以外の各協定債権の全額につき、その債務を免除する。
第３　共益的債権及び優先債権の弁済
　　清算株式会社は、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権その他一般の優先権がある債権並びに裁判所から支払の許可を受けた債権は、随時に弁済する。
（別表省略）

以上
福島地方裁判所相馬支部

**令和７年（ヒ）第２０１８号**
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー
清算株式会社　富山企画株式会社
代表清算人　川口　秀春
１　決定年月日　令和７年７月９日
２　主文　次の協定を認可する。
　協定
第１　通則
　１　協定の対象となる債権
　　本協定の対象となる債権は、富山企画株式会社（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。
　２　利息・遅延損害金の免除
　　協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
　３　弁済の方法及び端数の処理
　⑴　弁済の方法
　　協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
　⑵　弁済における端数の処理
　　協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権の弁済及び放棄
　１　協定債権の弁済
　　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から１ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額のうちＤＤＳに係る債権額を除いた債権額に応じて按分した額を弁済する。
　２　劣後条項
　　以下の条件が成就した場合、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額のうち、ＤＤＳに係る債権額に応じて按分した額を弁済する。
　　清算株式会社について協定認可決定が確定したときにおける協定に記載された変更されるべき権利のうち、ＤＤＳに係る債権を除くすべての債権が、その債権額につき全額の弁済を受けたこと。
　３　協定債権の放棄
　　各協定債権者は、上記１及び２の弁済を受けたときに、その余の協定債権をすべて放棄する。なお、上記１の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。
　４　追加弁済
　　上記１による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各協定債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額のうちＤＤＳに係る債権額を除いた債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記３による放棄の効力は失われるものとする。
（別紙省略）

以上
東京地方裁判所民事第20部